特別号
奈良会議所ニュース
1976. 7

昭和50年度

事業報告・収支決算承認さる

第61回議員総会開く

まず報告事項の……当所では、昭和五十年度事業報告並びに収支決算及び任期……
(1)議員一部異動については次の通り（カッコ内は旧）……満了に伴う議員改選問題等審議する第六十一回議員総会を、……
宮崎文雄氏（朝倉栄一氏）㈱住友銀行奈良支店支店長・笠原保雄氏（奥田貞利氏）㈱近畿相互銀行奈良支店支店長・小山良蔵氏（小山栄之助氏）㈱近鉄タクシー㈱・木村一文氏（矢作登氏）㈱三和銀行奈良支店支店長……七月十六日正午より当所四階ホールにおいて開催。いずれも……原案通り承認された。
尚、二号議員より三号議員に小林茂市氏が就任された旨報告された。……総会は、上田、安藤、小林各副会頭はじめ乾議員他六十一……名（内委任状三十名）が出席。上田副会頭が議長となり議事……に入った。
(2)業務概要（三月～六月）について……
(3)会館建設募金状況について……

以上事務局より報告されいずれも了承された。

次いで協議事項に入り

(1)昭和五十年度事業報告について

(2)昭和五十年度収支決算について

(3)任期満了に伴う当所議員選挙について

本件のうち一号議員の選挙日は九月二五日（土）とし、議員選挙選任要項は別掲（二ページ参照）の通りとすることで承認された。

以上一号議案から三号議案まで慎重審議され、午後二時すぎ閉会した。

議員選挙
選任要項も

伝統工芸といっても抽象的で広い範囲をもっている言葉ですが、例えば陶芸は昔から熱心な大勢の愛好者がいました。しかし漆工とか和紙とか、今までそれほど人の目を集めなかった分野にも関心が集まり、いわば和紙ブームなどとよばれるほどになったのは、ごく近年、昭和四十五・六年ごろからのことです。各地の和紙を収集した数十万円という高価な本が、おおかたの予想を裏切って、刊行以前の予約の段階で売りきれになったり、漆器産地の輪島の朝市がディスカバー・ジャパンのポスターになるや、全国の若い男女が、もはや季節を問わず、集まってくるなど、それ以前では信じられなかった数々のエピソードを生み始めたのも、そのころからです。

当時では、高度成長の経済発展の矛盾、ゆがみが誰の目にもはっきりし、深刻な反省が行われた風潮と同じ流れにそうものといえましょう。それを端的にあらわしたのが、昭和四十六年の環境庁の発足であり、さらに通産省が四十九年から実施している伝統的工芸品産業の指定です。それまで伝統工芸を中小企業としてとらえ、それをいかに近代化、合理化するかという立場の指導から、古い伝統を残したままで発展、振興をはかる立場に転換したわけです。

さて文化庁でも、昭和二十九年から、伝統工芸の分野で後世にそのわざを伝えたい貴重なものを重要無形文化財、いわゆる人間国宝に指定し、その保存事業を開始しております。例えば伊勢型紙伝承者養成事業は昭和二十七年から、久留米絣伝承者養成事業は昭和二十八年から始められ、現在にいたっております。

見なおされる伝統工芸



文化庁文化財調査官
柳橋眞

これらの研修事業は決して大規模のものではありませんが、すでに十年、二十年をこえて営々と続けられております。伝統工芸の修業というものは数年で完成するようななまやさしいものではないからです。これらの研修事業を初めた時は、研修者をさがすのに苦労し、研修希望者がいないので事業の中止を心配するような暗い時期もあったのですが、さきの伝統工芸の見なおしから、最近は若い人々の姿が多くなったことはうれしいことです。ところが近頃、ひしひしと感じられる、新しい不安があります。それはこれら伝統工芸を支える原料づくりの人々がいなくなったことです。

例えば日本で消費する漆液は大半が中国産で、約五百トン輸入されますが、日本産漆は約七トン程度、つまり二パーセントにもなりません。日本人の食糧の大半が外国産で、御節（おせち）料理も外国から運ばれてくるという事態と、伝統工芸の原料事情は同じです。伝統的な木工芸も木目の美しい桑や桧を使ったものは少なくなり、それでは外国産で間にあうかというと、やはり日本産の漆のもつ透明な光沢、強靱な接着力はすぐれており、高度の漆塗りや文化財の保存修理には不可欠なものです。植物材はそれが育っていた地元で加工してこそ、その特性が十二分に発揮できるのです。ところが、日本産漆は、現在、毎年三割ずつの減産です。主産地である岩手県浄法寺町の漆掻きさんは、三年先に掻き取るべき漆の木も掻き取っています。漆掻き職人より漆の木の方が先になくなってきたのです。漆の木は漆液を取るのに十年近くかかるため、その植林事業をおこたっていたむくいがあらわれてきたのです。

手すき和紙の漉く工程は、それほど複雑ではありません。むしろ素朴ともいえましょう。それだけに道具の立派さがそのまま紙の質となってあらわれます。和紙のもつ滑らかな紙肌、繊維が十分にからみあった強靱さは、特別に硬く水に強い竹ひごや特別によりをかけて作った編み糸を使って作った漉き簀や漉き桁などの道具によるものなのです。美しい紙は美しい道具から生れるといえます。紙漉き職は現在、七百八十四戸ありますが、彼らの使う漉き簀の竹ひごを作る職人は、七十六歳のおばあさん、高橋房美さん（高知市）ただ一人です。竹ひごは漉く紙の種類によって太さに五、六段階の違いがあり、それを作りわけなければなりません。その材料の竹は、普通の竹林のものではなく、日当りの良い乾燥した土壌の杉や桧の林の中で、一本で大きく背のびして育った節間の長い淡竹（はちく）でなくてはならぬのです。



伝統工芸の本質の一つは、自然の中から適した良材をえらびにえらびぬき、その特長をいかして加工することにあります。文化庁では今年から、これらの道具づくり、原料づくりの一部の保存事業を始めますが、こうした伝統工芸の困難な事情には、まだまだ社会の目はむいていないといえましょう。日の当らぬ存在であった伝統工芸の表面には、現在、さんさんと陽があたり始めてきたようですが、さらに底で、まだ日の当らぬ存在となっている原料づくり、道具づくりに日が当り、若い人々の姿をみかけるようになってこそ、本当に「見なおされる伝統工芸」といえる事情になるものと思います。

昭和五十一年度

奈良商工会議所
議員選挙選任要項

当所議員任期満了に伴う議員改選の選挙日程並びに選任要項が次のとおり決まりましたのでお知らせします。

【一号議員】　定数五十人
会員及び特定商工業者が投票によって会員のうちから選任する議員です。

▽投票
日　時　昭和51年9月25日（土）午前9時から午後4時まで
場　所　奈良商工会議所
方　法　単記無記名
代理投票　代理投票ができます。この場合当所の証明書がいります。

▽選挙人の資格
会　員　昭和51年6月30日までに入会し、会費を納めたものに選挙権が与えられます。
特定商工業者　昭和51年6月30日までに負担金を納めた会員以外の特定商工業者に選挙権が与えられます。

▽選挙権の個数
会　員　会費の最初の一口につき二個、二口以上は一口につき一個の選挙権を有し、以後口数相当数を加え五十個を超えることができません。
特定商工業者　一個（会員を除く）

▽立候補
資　格　選挙権をもつ会員に限ります。（会員でない特定商工業者にはありません）
受　付　昭和51年9月1日（水）より9月10日（金）まで（日曜・休日を除き午前9時～午後4時土曜日は午前9時～正午）
辞　退　立候補を辞退しようとする場合、9月14日（火）午後4時までに文書により届けること（締切後は辞退できません）

▽選挙人名簿
調製日　昭和51年7月1日現在
縦覧期日　昭和51年7月26日より7月31日午後四時まで
縦覧場所　奈良商工会議所

▽開票
即日開票

▽当選
有効投票の最多数を得た方から順に当選人とします。但し、有効投票総数を一号議員の定数で除して得た数の4分の1以上の得票がなければ当選できません。

【二号議員】　定数三十五人
各部会ごとに、割当られた定数を部会員のなかから選任する議員です。

▽選任する部会の種類
①商業小売部会　②商業卸部会　③工業部会　④繊維工業部会　⑤観光部会　⑥醸造部会　⑦工芸部会　⑧建設部会　⑨理財部会　⑩交通運輸部会

▽選任
期　日　昭和51年7月下旬から8月中旬まで
場　所　奈良商工会議所
方　法　各部会ごとに部会の会議を招集し、割当られた定数の二号議員を選任します。

定数の割合　各部会に割当てる二号議員の定数は、原則として前期の定数と致します。

【三号議員】　定数十五人
期　日　昭和51年7月初旬
場　所　奈良商工会議所
方　法　定款の定むるところにより会頭が推薦し常議員会の同意を得て選任します。

その他・議員の選挙、選任についてのお問合せは、奈良商工会議所選挙委員会（総務部）TEL㉖六二二二㈹まで
※日曜・祝祭日及び九月二十五日（土）以外の土曜日の午後は選挙事務は取扱いません。

経営セミナー

とき　八月四日（水）午後二時から
ところ　当所五階ホール
テーマ　『企業の体質強化策と自己診断法』
講師　日本商工経済研究所　主任研究員　商工中金経営相談所次長　金丸敏美氏
入場　無料
講演対象　中小企業特に工場の経営担当者ならびに幹部社員
主催　奈良商工会議所・奈良青年会議所・日本経済新聞社・日経産業新聞社

広く関係者各位のご来場を歓迎します。

小商工会議所は、われわれ商工業者のものです。商工会議所をよく理解し、活用することこそ事業発展の近道といえるでしょう。

そこで、この機会に商工会議所の内容をご案内することに致します。

▽商工会議所とは
商工会議所は「商工会議所法」に基づいて、設立されたもので、党派の勢力や個人の意志とか金力によって左右されず、公正中立な性格をもっています。従ってその権威を保つために「商工会議所法」という法律によって民主的な運営を行うよう義務づけられ、それに見合う権限が付与されています。このように法律によって保護を受けている経済団体は、ほかにありません。

▽社会的信用
商工会議所は法律によって生まれた唯一の経済団体で、種々の団体の中でも、国内外を問わず、社会的信用、地位は保証されています。従って商工会議所の会員であることは、その企業の信用を高めることになります。

▽積極的に活用を
商工会議所の会員になればどんなメリットがあるか、という質問をよくされますが、すぐに効果があり、お金が儲かるという性格のものではありません。

〝求めよ、さらば与えられん〟という諺があるように事業経営上において商工会議所の機能を積極的にご活用いただきたいのです。

そのために当所では次のような事業を行なっています。

□金融の斡旋
小企業経営改善資金融資をはじめその他各種の金融斡旋

□税務・記帳指導
小企業者のために納得のゆく納税をするために正しい記帳や決算の指導（当所では毎月四日間にわたり記帳継続指導を実施している）

□専門経営相談
税務・経理・法律・特許・金融など専門相談員による相談

□意見活動
商工業の振興について意見をまとめ、関係官庁に対し具申

□調査活動
物価、賃金、経営その他各種調査を行う。

□各種講演会・講習会の開催
時流にマッチしたテーマを取り上げ、学界や業界の権威者を招いて開催

□各種検定試験の実施
簿記・珠算・計算尺・販売士

□商取引の斡旋
各地会議所との緊密な連絡による商取引の斡旋

□観光事業の振興
観光都市にふさわしい各種観光事業の推進

その他、地域商工業の振興に役立つ幅広い事業を推進しております。

このように、商工会議所の利用価値は非常に高いものがあり積極的にご活用いただければ必ずやご期待にそえるものと確信しております

しかし、商工業者総意の場である商工会議所として、その組織は一人でも多くの事業主が参加していることが望ましいことは言うまでもありません。地域商工業者の一人一人の意見が示されてこそ均衡のとれた商工業の発展がえられるわけです。

このことから、当所では一人でも多くの方が会議所運営に参画していただくことを願っております。この機会に、まだ未加入の方がありましたらご入会お勧めくださるようお願い申し上げます。

お問合せ、ご連絡は
当所TEL㉖六二二二㈹まで

地域とともに歩む
商工会議所

小企業経営改善資金

充実！小企業者にもっとも有利な融資

貸付対象	従業員5人以下（但し、商業・サービス業は2人以下）
貸付限度額	200万円（但し、運転資金は150万円）
融資期間	運転資金　2年以内 設備資金　3年以内（6カ月据置）
利　率	年　7.0%
担保・保証人	不　要　（信用保証協会の保証も不要）

専門相談室

曜日	時間	相談内容	相談員
【月】	10：00～12：00	法　律	顧問弁護士
【水】	13：00～15：00	経　理	公認会計士
		税　務	税　理　士
【木】	13：00～15：00	特　許	弁　理　士
【金】	10：00～16：00	金　融	当所経営指導員

相談室ご利用の方は事前（前日でも可）に当所までご連絡ください。

奈良市登大路町36—2　奈良商工会議所中小企業相談所　TEL　26—6222㈹